

# 第1章 障害者施策の現状等について

## 1 本県の障害者の状況

### (1) 障害者手帳所持者（身体・知的・精神）

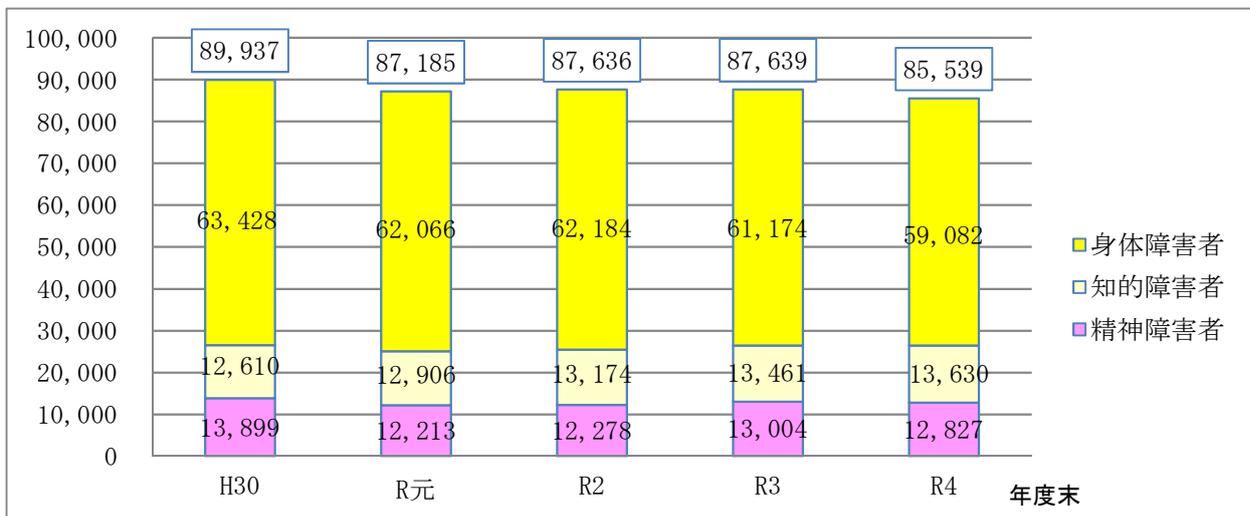
本県における手帳所持者は、令和5年（2023年）3月31日現在85,539人で、平成30年（2018年）3月31日現在と比較して2,548人（約2.9%）減少しています。手帳所持者の割合は、県人口の約6.6%となっています。

身体障害者手帳所持者数は、令和5年（2023年）3月31日現在59,082人で、平成30年（2018年）3月31日現在と比較して4,346人（約6.9%）減少しています。身体障害者手帳所持者の割合は、県人口の約4.5%となっており、年齢別では65歳以上が78%と、高齢者の割合が多くなっています。

知的障害者の療育手帳\*所持者数は、令和5年（2023年）3月31日現在13,630人で、平成30年（2018年）3月31日現在と比較して1,020人（約8.1%）増加しています。知的障害者の療育手帳所持者の割合は県人口の約1.0%となっており、重度（A）の所持者数が5,082人、中軽度（B）の所持者数が8,548人となっています

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和5年（2023年）3月31日現在12,827人で、平成30年（2018年）3月31日現在と比較して778人（約6.5%）増加しています。精神障害者保健福祉手帳所持者の割合は県人口の約1.0%となっており、等級別では、1級2,113人、2級6,123人、3級4,591人となっています。

【障害者手帳所持者数の推移】



### (2) 発達障害者

発達障害\*とは、「自閉症\*、アスペルガー症候群\*、その他の広汎性発達障害、学習障害\*、注意欠陥性多動性障害\*、その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」とされています。

発達障害児（者）数については統計的な資料がないため正確な資料は把握できていない状況ですが、文部科学省が令和4年（2022年）に実施した全国調査では、「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒（小学校・中学校）は、8.8%とされています。

本県では、平成14年（2002年）10月から山口県発達障害者支援センター\*を設置しており、令和4年度（2022年度）の相談件数は、2,631件となっています。

### (3) 高次脳機能障害

高次脳機能障害とは、交通事故や病気などにより脳に損傷を受けた後遺症として、記憶障害、注意障害などの認知障害が生じ、日常生活や社会生活への適応が困難になる障害です。

この障害の特性として、肢体不自由など身体的な後遺症がない場合、外見から障害がわかりにくく、本人や家族も気づきにくいいため、高次脳機能障害者の数や状態など、実態の把握は難しい状況となっています。

本県では、平成19年(2007年)2月から高次脳機能障害支援拠点機関を設置しており、令和4年度(2022年度)の相談実績は、1,765件となっています。

### (4) 医療的ケア児

医療的ケア児とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に人工呼吸器による呼吸管理、<sup>かくたん</sup>喀痰吸引その他の医療行為を受けることが不可欠である子どもをいいます。

医療技術の進歩に伴い、医療的ケア児が増加するとともにその実態が多様化し、医療的ケア児とその家族が医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっています。

本県では、在宅の医療的ケア児(20歳未満)は令和4年(2022年)5月1日現在193人となっています。

## 2 障害者を取り巻く環境の変化

現行計画実施期間中に、新たな法の制定や改正等が実施されており、制度の改正等に関連して、新たに対応が必要となっている課題が生じています。

年	法制度等の動き	主な内容
H29 (2017)	◇やまぐち障害者いきいきプラン (2018-2023)	・障害者のための施策を総合的、計画的に推進 (障害者基本法に基づく県障害者計画)
H30 (2018)	◆障害者雇用促進法の改正施行 ◆障害者文化芸術推進法	・法定雇用率の算定基礎に精神障害者を追加 ・文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進
R元 (2019)	◆読書バリアフリー法の施行 ◇山口県手話言語条例の施行	・視覚障害者等の読書環境の整備を推進 ・言語である手話の普及の推進、手話で生活することができる地域社会の実現
R2 (2020)	◆バリアフリー法の改正 ◆聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律の施行	・公共交通施設や建築物のバリアフリー化の推進 ・電話リレーサービスに関する交付金制度の創設等
R3 (2021)	◆障害者差別解消法の改正 (R6.4.1 施行) ◆医療的ケア児支援法の施行 ◇山口県障害福祉計画(第6期)及び山口県障害児福祉計画(第2期) ◇山口県工賃向上計画(第4期)	・障害者への合理的配慮の提供を事業者に義務付け ・医療的ケア児支援施策を実施する地方公共団体の責務を明記 ・障害福祉サービス等の円滑な実施を確保(障害者総合支援法に基づく県障害福祉計画及び児童福祉法に基づく県障害児福祉計画) ・就労継続支援B型事業所における工賃向上の取組を推進
R4 (2022)	◆障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行 ◆児童福祉法の改正 ◆障害者総合支援法等の改正 ◇障害のある人もない人も共に暮らしやすい山口県づくり条例の施行 ◆障害者基本計画(第5次)	・障害者による情報の取得利用等に係る施策の推進 ・児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化等 ・障害者等の地域生活の支援体制の充実や就労支援の強化等 ・障害を理由とする差別の解消の推進その他共生社会の実現に向けた施策の推進 ・共生社会の実現に向けた社会的障壁の除去に係る取組の推進等
R5 (2023)	◆第7期障害福祉計画に係る基本指針の改定	・施設入所者等の地域生活への移行等

◆国の動き      ◇県の動き